

石垣市告示第 226 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成 27 年 10 月 29 日

石垣市長 中山 義隆



1 工事概要

(1)	工事名	石垣西浄化センター場内整備工事（27-1）		
(2)	工事場所	石垣市字新川地内		
(3)	工期	契約の翌日～平成 28 年 3 月 31 日		
(4)	工事内容	工事施工延長 216.08m (W) (H) 水路工 U1500mm×900mm 17m U1500mm×1100mm 86.5m U1500mm×900～1200mm 2m U1500mm×1100～1200mm 2m U1500mm×1100～1400mm 2m 擁壁工 ブロック積工 右岸 276.4m ² 左岸 266.9m ² 圧送管工 DCIP(GX形)φ400 106.58m		
(5)	予定価格	金 66,700,000 円（消費税 抜き）	(6)	最低制限価格 適用あり
(6)	工事費内訳書	要提出	(8)	建設リサイクル法の対象

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業種	土木一式工事	(1) 及び (2) に記載する事項は、(3) に表示する年度に石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程第 5 条による建設業者格付名簿への登録があること。 なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、入札参加資格の再審査を受けていること。
(2)	等級	A 等級	
(3)	入札参加資格登録業者名簿登録年度	平成 27・28 年度	
(4)	許可区分	特定建設業	
(5)	地方自治法施行令第 164 条の 4 の規定に該当しない者であること。		

(6)	建設業法（昭和 24 年号外法律 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	申請書の提出期限日から落札決定日までの期間に、沖縄県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	本工事の入札執行について、本公示、仕様書及び石垣市指名競争契約入札心得に準じて行う。		
(9)	<p>入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。</p> <p>なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、石垣市指名競争契約入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>		
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県及び本市の発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。		
(11)	配置予定技術者	資格区分	<p>1 級土木施工管理技術者</p> <p>又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>左記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。</p>
		備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の (ア) から (ウ) のいずれかを満たす者をいう。</p> <p>(ア) 1 級建設機械施工技士の資格を有する者</p> <p>(イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者</p> <p>(ウ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>ウ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。</p>

3 入札手続等

(1)	申請書等様式及び設計図書の配布	期 間	平成27年10月30日(金)から平成27年11月13日(金)
		配布方法	石垣市ホームページからダウンロード (トップページ→各課一覧ページ→総務部→契約管財課)
		問い合わせ先	石垣市総務部契約管財課契約検査係 TEL0980-83-1924 (直通)
(2)	申請書等の提出	<p>上記方法で様式を取得し、必要事項を記入して下記のとおり提出すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 提出期間：平成27年11月9日(月)から平成27年11月13日(金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日) 午前9:00から午後5:00まで</p> <p>イ 提出資料：① 入札参加資格確認申請書 ② 配置予定の技術者の資格等を記載した書面 ③ 義務履行証明書</p> <p>ウ 提出場所：石垣市総務部契約管財課契約検査係(窓口)</p> <p>エ 提出方法：原則として、持参によるものとする。</p>	
(3)	入札参加資格の確認結果の通知	<p>入札参加資格の確認は、上記の期限をもって行うものとし、その結果は以下の日までに書面で通知する。</p> <p>平成27年11月17日(火)(予定)</p> <p>※結果通知は、石垣市総務部契約管財課契約検査係(窓口)にて配布する。</p>	
(4)	入札の日時	平成27年11月27日(金) 午前10時00分	
(5)	入札の場所	石垣市役所2階 第2会議室	
(6)	入札の方法	<p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	
(7)	工事費内訳書の提出	<p>本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>ア 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。</p> <p>イ 契約担当者(これらの者の補助者も含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。</p>	

(8)	入札の辞退	申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届（別紙理由書も含む。）を持参により提出すること。
-----	-------	---

4 入札保証金及び契約保証金

(1)	入札保証金	免除（ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の100分の5を市に納付しなければならない。）
(2)	契約保証金	<p>落札者は、次に掲げる（1）から（5）いずれかの契約の保証を付さなければならない。</p> <p>ア 請負代金額の10分の1以上の契約保証金の納付</p> <p>イ 請負代金額の10分の1以上の契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供</p> <p>ウ 請負代金額の10分の1以上の銀行等及び保証事業会社の保証</p> <p>エ 請負代金額の10分の1以上の公共工事履行保証証券による保証</p> <p>オ 請負代金額の10分の1以上の履行保証保険契約の締結</p> <p>ただし、免除の場合は、工事請負契約書第48条の規定により契約を解除した時は、請負人は損害賠償金として契約金額の100分の10を市に納付しなければならない。</p>

5 その他事項

(1)	配置予定技術者の確認	<p>落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡退職等の場合でやむを得ないとして承認された外は、申請書の差し替えは認められない。</p> <p>病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2-（11）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>
(2)	契約締結の時期等	<p>ア 本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。</p> <p>イ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>
(3)	請負代金の変更等	<p>本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p>
(4)	入札参加者等の遵守事項	<p>入札参加者は、石垣市指名競争入札契約心得及び石垣市建設工事請負契約約款及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。</p>

6 本公示に関する質問及び回答

(1)	入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	石垣市総務部契約管財課契約検査係 TEL0980-83-1924 (直通) FAX0980-82-9939
		問い合わせ期間	平成27年10月30日(金)から平成27年11月13日(金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日) 午前9:00から午後5:00まで
		質問及び回答	質問及び回答は、上記の問い合わせ先窓口及び電話にて対応する。
(2)	設計図書に関すること	問い合わせ先	石垣市建設部下水道課施設係 TEL0980-82-1537 (直通) FAX0980-83-9197
		提出方法	指定様式で、下記期限までにFAXで提出すること。
		提出期限	平成27年11月24日(火)
		回答方法	質問に対する解答は、書面にて平成27年11月26日(木)の正午までにFAXにより回答する。

7 苦情申し立て

(1)	入札参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	<p>入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。</p> <p>契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申し立て期限の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。</p> <p>ア 提出期限：平成27年11月20日(金) イ 提出場所：石垣市総務部契約管財課契約検査係 ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送及び電送(メールやFAX)によるものは受け付けない。</p>
-----	----------------------------------	---